

高松市学校給食共同調理場整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食共同調理場整備に関する事項について調査検討するため、高松市学校給食共同調理場整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討するものとする。

- (1) 学校給食共同調理場の建設用地に関すること。
- (2) 学校給食共同調理場の事業方式に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校の校長代表
- (3) 小学校及び中学校の保護者代表
- (4) 学校給食調理員代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 検討委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育局保健体育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の検討委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。